

I これまで保全・創造を行ってきた景観(景観形成地区等)が効果的に見える場所である「視点場」の概念を導入する必要がある。

II 優れた景観の創造・保全を一定進めてきた実績に加え、日常に隠された景観や地域の特異な景観等、何気ないありふれたものの良さに気づき、兵庫の景観施策の裾野を広げる必要がある。

## 立ち止まって見たい☆まちなみ景観(仮)指定制度

## ふるさと景観遺産(B-1景観)の認定制度

### 【指定制度】

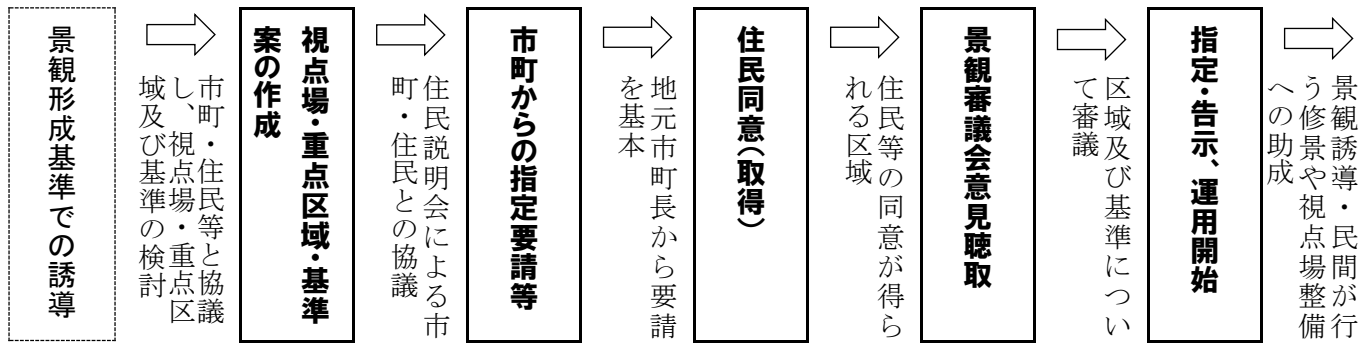
景観形成地区等における優れたまちなみや自然景観(視対象)を「見る」・「眺める」ことのできる視点場を、公式・永続的に県民に認識してもらうため、「立ち止まって見たい☆まちなみ景観(仮)」として、重点的に整備すべき区域を指定

### 【概要】

景観形成地区等として、これまで保全・創造を行ってきた優れた景観を、効果的に見れる場所を「視点場」、そこから見える一定の区域を「重点区域」として指定するとともに、当該景観をより一層高めるための「景観形成重点基準」を定める。これに基づき、建築物等の修景の指導及び支援を行い、景観形成地区等の顔を作る。

- (1) 視点場への標識設置及び民間が行う環境整備への助成
- (2) 重点基準による建築物等の修景指導
- (3) 視点場から見える一定範囲の建築物等への修景助成

### 【指定フロー】



### (参考) イメージ



街道の両側に歴史的な建築物が立ち並んでいる奥に現代的な建築物、軒高さも不揃い

老朽化したむき出しのシャッターボックス



街道沿いの歴史的な建築物を望む手前に景観上配慮に欠ける意匠

### 【認定制度】

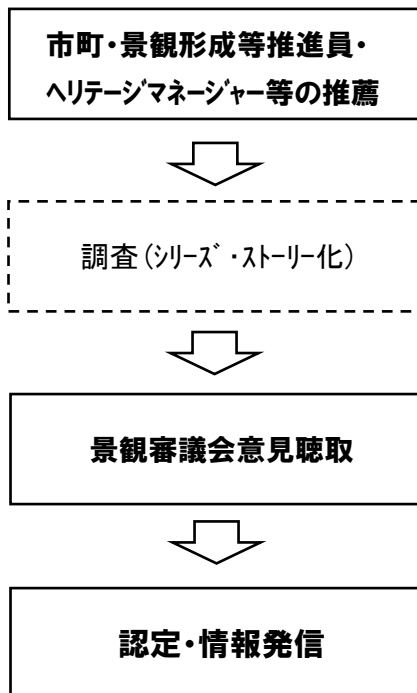
- 複数の建造物群がまとまることにより、ふるさとの魅力ある景観が形成されていると捉えることのできる建造物群やこれまで指定した景観形成重要建造物等と同じような建造物等をシリーズ化して認定
- 景観形成地区等に指定されていない小規模な区域であっても、特有の歴史的・文化的背景により育まれたまちなみ等をストーリー化して認定
- 認定後は、SNS等による情報発信、小中学校への出前講座等により次世代への伝承

### 【概要】

次のような景観について、県が「ふるさと景観遺産」として認定し、情報発信する。

- (1) これまで取扱ってこなかった地域特有・特異な景観  
(昭和レトロな商店街・古い銭湯・社宅、のこぎり屋根、工場地帯(夜景)等)
- (2) 日常に隠れた何気ない景観、同じような歴史・文化性をもつ建造物やまちなみ  
(漁村・漁港、陣屋、素麺・皮革・縮麺等地場産業工場群等)  
(災害復興、〇〇家一族物語、旧〇〇街道物語等)
- (3) 指定済みの景観形成重要建造物等と同じ分類の建造物で、指定候補とならないもの  
(酒蔵、学校、ミュージアム、城、橋、桜等)

### 【認定フロー】



### (参考) イメージ

#### ●昭和レトロな木造社宅群(シリーズ)



日本織物(ニック)社宅  
(加古川市)

IHI社宅(相生市)

明延鋳業北星長屋社宅  
(朝来市)

#### ●奇跡的に残った武家屋敷群(ストーリー)



佐用町乃井野

- 効果
- 1 景観形成地区等の顔作り(重点区域)、情報発信の重要な素材作り
  - 2 県民等が訪れる目標、この場所で何をどう見るのかの標(しるべ)

- 効果
- 1 兵庫の景観の底上げ、県民等へ身近な景観の意義・良さの認識を啓発
  - 2 「ふるさと景観遺産」から「景観形成地区等」へ